

# 新年を迎えて

農林水産省消費・安全局植物防疫課長 **福 田 豊 治**

平成16年の新年を迎え、皆様には新春のお慶びを申し上げます。

平成15年は、梅雨期以降の低温、日照不足の影響を受け、広い範囲でもち病の発生が多くなりました。育苗箱施用剤の普及や適切な防除の実施などにより、全国的には平成5年のような大発生には至らないものの、一部では被害をもたらし、今後課題を残しました。

植物防疫行政全体に目を移すと、平成15年は、関係者にとって大きな変化の年となりました。本年は、こうした変化に対応しつつ、適切な植物防疫業務を推進する重要な一歩を踏み出す年になると考えています。

まず、食の安全・安心の確保に政府を挙げて取り組んできた中で、植物防疫行政も新たな視点で業務にあたる必要があります。例えば、昨年3月の農薬取締法の改正で農薬の使用者が遵守すべき基準が定められたことにより、農薬の使用にあたり、食の安全・安心や環境保全の確保を念頭に入れて防除を実施することがますます重要となっています。

昨年は、植物防疫に携わる行政組織にも大きな変化がありました。植物防疫関連業務も、新設された消費・安全局の所掌となり、農業生産の安全の確保に加えて、消費者の食の安全・安心に対する要請にも応えていくことが求められています。

このような情勢を踏まえ、病虫害防除においては、化学合成農薬と物理的・耕種の防除技術を適切に組み合わせ、環境負荷の低減を図りつつ、的確に病虫害をコントロールする総合的病虫害管理技術(IPM)の重要性が高まっていると考えます。特に、化学合成農薬への過度の依存を避け、抵抗性病虫害の発生を抑えつつ確実に病虫害を防除するという点で、適切な防除の安全性や必要性に関する消費者の理解の促進に貢献するものと考えます。今後は、一層の技術確立と同時に、現場での普及に不可欠なコスト面などの課題の解決が重要となるでしょう。

平成16年度植物防疫関係予算についても、小泉内閣が掲げる構造改革、規制改革、地方分権の推進などの方針を踏まえ、様々な見直しが必要となりました。中でも、三位一体改革における地方向け補助金の削減方針を受けた植物防疫事業交付金の見直しは、昨年の予算上最大の課題となりました。この見直しを踏まえて、病虫害のまん延防止という国としての責任を果たしつつ、財政構造

改革、地方分権推進などの重要な要請にいかに対応していくかについて、関係者の意見も聞きつつ、更に検討が必要となるでしょう。

また、植物検疫における大きな事件として、平成14年から続いた米国産りんごの火傷病に係る我が国の植物検疫措置に関するWTOパネルに最終的な決着がつけました。昨年11月のWTO上級委員会報告は、我が国の検疫措置はSPS協定に整合していないと結論づけており、我が国にとって厳しい内容でした。今後は米国との二国間交渉を行い、具体的な措置を決めていくこととなります。我が国の農業にとって重大な脅威である火傷病の侵入防止に万全を期すため、適切な措置を講じられるよう、今後の米国との協議に全力であたる所存です。

一方、昨年は、植物検疫制度そのものについても検討を行いました。輸入植物の増大や多様化、検疫を取り巻く国際的な情勢の変化などに的確に対応するため、昨年5月から植物検疫の在り方について検討する「植物検疫に関する研究会」を開催し、現在、最終報告の取りまとめを行っているところです。この研究会においては、病虫害の侵入を的確に防止するための植物検疫の在り方などとあわせて、近年国内で問題となっている微小害虫などの難防除害虫への対応についても議論されています。海外からの病虫害の侵入防止に万全を期す一方で、国内で新たに問題が顕在化している病虫害に対応するための体制づくり、特に国と都道府県など防除の現場との連携を図ることが、重要な課題であると考えています。

以上の課題の他にも、変化する時代の要請を反映して、植物防疫行政を巡る様々な課題が存在します。例えば、残留農薬基準のポジリスト化を控え防除体系の確立が急がれるマイナー作物の防除対策、平成17年に原則的に全廃される臭化メチル対策、より高精度な病虫害発生予察や情報提供体制整備など課題が目白押しです。更に、平成17年を目途に新たな食料・農業・農村基本計画を策定しているところであり、植物防疫における課題、植物防疫が我が国の農業政策の中で果たすべき役割をしっかりと認識して、その解決にあたる必要があります。

これら様々な課題に的確に対応していくため、本年も皆様と力を合わせて食の安全・安心の確保や環境にも配慮しながら、我が国農業の安全の確保に全力で取り組んでいきたいと考えておりますので、引き続き御指導、御協力をよろしくお願いいたします。